令和８年第１回（３月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【　議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会　】

招集年月日	令和８年３月 11 日（水）		
招 集 場 所	役場２階　「第一会議室」		
開 会 日 時	令和８年３月 11 日（水）14:40～17:52		
出 席 委 員	委員長　松雪　照美	副委員長　松橋　拓郎	委　員　菅原アキ子
（6 名）	委　員　川渕　文雄	委　員　三村　敏子	委　員　丹野　敏彦
欠 席 委 員			
（0 名）			
出席職員	【特別職】　【議会事務局】		
（24 名）	副村長　小澤 菜穂子　事務局長　近藤　綾子		
	【総務企画課】		
	課　長　石川　歳男　課長補佐　遠藤　有子　主　査　庄司都志哉		
	主　査　菅原　聡　主　査　相原　千里　主　査　畠山　友伴		
	主　任　土佐林　学　主　事　夏井　健太		
	【税務会計課】		
	課　長　近藤　比成　主　査　宮田　文美　主　事　佐藤　文美		
	【福祉保健課】		
	課　長　北嶋　学　課長補佐　進藤　智哉　主　査　池田　龍成		
	主　任　角田　伸代　主　事　宍戸朱希子　主　事　安田　麻鈴		
	主　事　佐藤　佑樹		
	【保健センター】　【包括支援センター】		
	保健師　白石　梨絵　主　事　佐藤　香恵　主任保健師　近藤　幸希		
	【診療所】		
	技　師　伊藤　茂美		

付 託 事 件	議案第１号	大潟村出資法人への関与に関する条例案
	議案第３号	大潟村職員定数条例の一部を改正する条例案
	議案第４号	大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第５号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第６号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 9 号	大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 10 号	第3期大潟村総合村づくり計画について
議案第 11 号	令和7年度大潟村一般会計補正予算案
議案第 12 号	令和7年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 13 号	令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 14 号	令和7年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第 15 号	令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第 16 号	令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
報告第 1 号	令和7年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告
陳情第 1 号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

発言者	発　　言　　要　　旨
松雪委員長	（開会 14:00） ただいまより、総務福祉教育委員会を開会します。 ただいまの出席委員数は 6 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。 本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案および陳情等を確認します。 議案第 1 号「大潟村出資法人への関与に関する条例案」、 議案第 3 号「大潟村職員定数条例の一部を改正する条例案」、 議案第 4 号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 5 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 6 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 9 号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」、 議案第 10 号「第 3 期大潟村総合村づくり計画について」、 議案第 11 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第 12 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、

発言者	発　　言　　要　　旨
	議案第 13 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 14 号「令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 15 号「令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、 議案第 16 号「令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」、 報告第 1 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」、 陳情第 1 号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」、 の以上 15 件です。 それでは当委員会に付託された案件について審査に入ります。 審査の順番ですが、初めに総務企画課関係部分を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課関係の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 これより議事に入ります。 はじめに、議事の順番を変更し、議案第 10 号 「第 3 期大潟村総合村づくり計画について」を議題とします。 議案第 10 号については、生活産業委員会との関連もあることから、連合審査会を開催してはどうかとの意見がありますが、いかがでしょうか。
三村委員	村づくり計画については、すべての所管に関わるものでございますので、連合審査会を開催していただきたいと思います。
松雪委員長	ただいま、賛成の意見が出ましたが、連合審査会を開催することに、ご異議ございませんか。 【異議なしの声】
松雪委員長	異議なしとのことですので、生活産業委員長へ、議案第 10 号 「第３期大潟村総合村づくり計画について」、連合審査会の開催についての 申し入れを行うことと致します。
松雪委員長	休憩します。(14:03) 再開します。(14:40)
松雪委員長	議案第 10 号「第 3 期大潟村総合村づくり計画について」は、連合審査会

発言者	発　　言　　要　　旨
	をもって質疑を終結します。 　次に、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 　採決は挙手により行います。 　賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 　議案第 10 号「第 3 期大潟村総合村づくり計画について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手多数】
松雪委員長	挙手多数であります。 　よって、議案第 10 号は可決すべきものと決しました。 　次に、議案第 1 号「大潟村出資法人への関与に関する条例案」について、当局より説明を求めます。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
三村委員	指針の中で、「役員の就任からの撤退」の中に、「法令等に基づき就任する場合や特別の理由による場合を除く」とあります。現村長は村が出資している 3 つの法人の社長になっていますが、この場合どうなるのですか。
石川課長	村長が本会議でも答弁していましたが、今すぐの退任は難しい状況です。 　事業はまだ途中で、委員もご承知のとおり様々な課題を抱えておりますので、この但し書きに該当すると思われます。
松雪委員長	休憩します。(14:45) 　再開します。(14:47)
石川課長	本会議での発言のとおり、村長の任期を一つの目安として整理をつけていくことになるかと思います。

発言者	発　　言　　要　　旨
三村委員	村長の仕事をしながら第三セクターでの課題の多い仕事をしなくてはいけなくなるという考えもありますがどうでしょうか。
石川課長	それも確かなことだと思います。 もう一点、(株)ルーラルや(株)オーリスなどは村の重要施策と関連性が深く、そこの役員に就任し事業を展開することは、村の重要施策を推進することとも関連していると考えます。
三村委員	今の説明では、どのような時でも退任しないということになりませんか。
石川課長	これまではこうした指針を設けず、例えば(株)ルーラルでは設立以来その時の村長が社長を務めてきていました。今回この指針を策定したことで、一つの方向性が示されたということであると考えます。
三村委員	村長が代わった場合、また次の村長が、「これは重要な施策である」という認識のもと引き続き就任していくことにならないでしょうか。
石川課長	指針が一つの原則であるためそれに従うということが基本であり、あとはそのときの村長がどう判断するかということだと思います。
三村委員	他の自治体では、但し書きがないところもありました。そうでもしない限り、やはり村長が社長に就任した方が良いとなりかねないと思います。
石川課長	そのような自治体があることも承知しています。村の地域性からしても、人材の確保の面で、今すぐに退任というわけにはいかず、但し書きを付けたということでありますのでどうかご理解をいただければと思います。
三村委員	但し書きがあることで、村長が引き続き社長となるのだろうと認識されることになると思います。はっきりと退任することとすれば、人材確保が困難だとしても探すと思います。
石川課長	三村委員がおっしゃったことも含め、村長が本会議で答弁したことに繋がるのではないかなと思います。

発言者	発　　言　　要　　旨
松雪委員長	ほかに質疑ございますか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 議案第 1 号「大潟村出資法人への関与に関する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手多数】
松雪委員長	挙手多数であります。 よって、議案第 1 号は可決すべきものと決しました。 次に、議案第 3 号「大潟村職員定数条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
相原主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	こういう小さい村ですけれども、職員の業務量は増えてきていると思います。職員が働きやすい職場というのは本当に大事で、それが私たちの暮らしに直結することであると考えます。村職員の方が働いていてくださる、その姿勢があればこそ、私達は安心して住むことができますので、職員定数を増やすということに対しては、賛成いたします。
三村委員	男性も育休をとることができているという話を聞き、本当に良かったと思いました。 ずっと同じ職場に勤め続けるという考え方も、これからは変化してくると思います。逆に何回も職を変わった方がキャリアアップして、能力向上に繋がると考えれば、やはり定員が多い方が良いので、人数を増やすことには賛

発言者	発　　言　　要　　旨
	成です。
丹野委員	三村委員もおっしゃったように、キャリアアップなどを理由に退職する方も増えてくると思います。しかし、職員が退職する際には、職場に原因がないだろうか、といった調査や、職場環境の見直しのようなものは必要ではないでしょうか。 ある職員から、予算の取り方もわからないのに全国大会に何十人も連れて行くような仕事をしてとてもつらかったという話を聞いたことがあります。職員が足りないから1年目の人でやらざるを得ないというのもあるのかもしれないですが、それが励みになって頑張れる人もいれば、それを重みに感じて職場に行けなくなるという人もいると思います。 村のような小さな自治体であれば仲間内でコミュニケーションがうまく取れない人もいるのではないでしょうか。少し退職者数が多いように思います。全部職場が悪いというものではないとは思ってますけれども、やはりそうした要因もあるのではないかとも感じますので、検討していただきたいです。
川渕委員	定数を増やすよりも大幅なベースアップを行うことも一つの方法ではないでしょうか。 民間よりも役場の方が給料は高いが、その分だけ頑張らないといけないというように、人事院の勧告よりもかなり上の給与もよいのではと思いますがいかがですか。
相原主査	職員のベースアップにつきましては、秋田県人事委員会の勧告に基づき行っています。 秋田県人事委員会は、国の人事院勧告をもとに勧告を行っておりますが、勧告にあたっては、県内の民間企業の給与水準等を勘案し、職員の給与水準を定めております。 職員の給料は村の条例で定めますので、村独自にベースアップすること自体は、法令上は可能でありますが、職員の給料水準というのは地方交付税の交付額等にも影響いたしますので、村の財政規模や財政状況を踏まえ、人事委員会勧告等を適切に勘案して定めていくことが必要と考えております。
三村委員	募集は40歳までですが、もう少し上げてもいいのではないかと思います。 デンマークでは、失敗することが前提で失敗が不安になる社会ではありま

発言者	発　　言　　要　　旨
	せん。人間は失敗するものだというところから始まっていると聞いています。 　そのように助け合いながら、仕事が楽しいということが一番だと思います。ゆとりある職場であってほしいと思うので、職員定数を 70 人にすることには賛成です。
松雪委員長	ほかに質疑ございますか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 　討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。 　議案第 3 号「大潟村職員定数条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 　よって、議案第 3 号は可決すべきものと決しました。 　次に、議案第 4 号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
丹野委員	交通費について 1km につき 37 円ということですが、現状のように例えばガソリンが一時的に 200 円になってしまった場合などの特例はあるのでしょうか。
遠藤課長補佐	特例はありません。まずは公用車を利用するなどという対策をとりつつ、

発言者	発　　言　　要　　旨
	県や国で特段の配慮があった際にはそれに準じていくことになります。
丹野委員	国や県が配慮しなかった場合は、村も実施しないということですが、村独自で特例を設けることはできないのですか。
石川課長	村の条例ですので議会の承認を得られれば可能です。しかし、旅費の算定項目の全ては国あるいは県に準じている中で、そこだけを変えることは難しいところがあります。
丹野委員	条例以外の部分で、村独自に対応することができたら良いのではないかと思いますので、よろしくお願いします。
松雪委員長	ほかに質疑ございますか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。 議案第4号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第4号は可決すべきものと決しました。 次に、議案第5号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

発言者	発　　言　　要　　旨
三村委員	村長の報酬について県内の他の自治体と比べたとのことですが、全国の自治体とは比べなかったのですか。
遠藤課長補佐	村が属する「Ⅰ－0」という区分の町村との比較は行いました。人口 5 千人未満で、第 2 次、第 3 次産業が 80%未満の町村 157 団体との比較をしたところでございます。 これによりますと、村長及び町村長の給料月額は平均 70 万 8 千円でございました。現在 62 万円の大潟村長給料額と比較し、このような検討結果になったものでございます。
松橋副委員長	本会議での説明で、今後、定期的に審議していくとのことでしたが、基本的に当局側で金額を決めてそれを審議会に提案するということですか。 その場合、審議するタイミングはどうなるのですか。
遠藤課長補佐	2 月に行われた報酬等審議会において、報酬等も定期的にその水準を評価すべきではないかというご意見があったことから、社会情勢も踏まえ、周辺他市町村あるいは類似団体の給料額と比較して、現在村の特別職の給料がどうなっているかという内容を盛り込んだ審議会を開催したいと思っています。
松橋副委員長	我々議員としても報酬を検討しましたが、基本的に当局側から案を出さないと、審議会で審議をしてくれないという認識でした。 そうではないという理解でよろしいですか。
石川課長	これまでの審議会は、松橋委員がおっしゃるとおり、当局から報酬額を上げたい、あるいは下げたいといった案に対して、ご審議をいただいておりました。 全国的に見ますと、そういうところもありますし、現在の報酬額が適正なのかどうかを審議する中で、改定が必要だという議論があり、当局から提案資料を提出した上で、この額が妥当であろうという答申をもらっている団体もあります。 定期的に審議すべきだという審議会の意見がありますので、先ほど遠藤が申し上げたとおり、まず現行額がどうなのか、それを下げるべきか上げるべきかといったご意見をいただいた後に、当局で様々な調査を行うということ

発言者	発　　言　　要　　旨
	が必要になってくると思います。そのため、特別職の報酬審議会そのものが複数回にわたっていくことも考えられます。
三村委員	人口５千人未満の自治体と比較したとのことですが、村の人口は３千人なので、３千人未満の自治体と比較した場合どうですか。
遠藤課長補佐	再計算する必要がありますが、手持ちの資料がございません。
松雪委員長	ほかに質疑ございますか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。 議案第５号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手多数】
松雪委員長	挙手多数であります。 よって、議案第５号は可決すべきものと決しました。 次に、議案第６号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発　　言　　要　　旨
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。 議案第 6 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 6 号は可決すべきものと決しました。
松雪委員長	休憩します。(15:33) 再開します。(15:40)
松雪委員長	次に、議案第 11 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、総務部門に関する部分について当局の説明を求めます。
近藤事務局長 遠藤課長補佐 宮田主査 庄司主査 菅原主査 土佐林主任 佐藤主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	村民税及び固定資産税の滞納繰越分について、令和 8 年 1 月の実績に基づいた補正とのことですが、様々な理由があってのことでしょうが、昨年度と比較して減額になっているものなのか、それとも増額になっているものなの

発言者	発　　言　　要　　旨
	か、教えてください。
佐藤主事	人数は前年より減少しています。固定資産税の滞納額は今年度の方が多い見込みです。
菅原（ア）委員	滞納する理由にはどのようなものがありますか。
佐藤主事	村民税については、納め忘れる方はあまりいなく、課税額が大きいことから相談に来られる方が多いです。 固定資産税につきましては、周辺の市町村の方も課税されていることから、例えば納税義務者が亡くなられてしまっているなどといった理由で、遅れてしまっているという場合もあります。そうした方については他市町村に照会をかけ相続人の方を確認させていただくことが必要で、そうした事務でのタイムラグも影響しているのではないかと考えます。
菅原（ア）委員	いろいろな事情があってのことだと思いますけれども、そういう相談に対して、村としては例えば何年以内に納付をお願いしますとかといった伝え方をしているということでよろしいでしょうか。
佐藤主事	おっしゃるとおり、金額にもよりますし、その方の家庭の経済状況等も勘案しながら相談を受けています。 基本的に年に1回面談させていただいて、段階的に納付いただくため、納税確約書というものを記載いただいた上で納付計画を作成しています。
三村委員	ふるさと納税が伸びているのは餃子計画の返礼品が復活したことが大きな要因でしょうか。
夏井主事	10月にふるさと納税のポイントが廃止されることが決まっていたため、駆け込み需要があると見込み、お米に限定し寄附額を下げたことが要因と考えています。
松橋副委員長	企業版ふるさと納税の寄附金は公表されているようですが、一般寄附は公表するのですか。
菅原主査	社会医療法人正和会から地域の福祉のためにということで、一般寄附とし

発言者	発　　言　　要　　旨
	て 30 万円の寄附をいただきました。公表は望まないということでしたので、一般に公表はしておりません。 　補足ですが、企業版ふるさと納税であれば税制の優遇措置がありますが、それも望まず一般寄附したいとのことでした。潟上市など、事業所がある自治体に対して同じタイミングで寄附をしています。
丹野委員	公用車の納車が遅れたのは、業界で何らかの事情があったからですか。
近藤課長	入札自体は早い段階で終わっていましたが、納車が遅くなったということです。
丹野委員	結局、車がなくて遅くなってしまったという理解でよろしいですか。
近藤課長	車種ごとに納車の時期がいろいろとあるようで、そのことによるものです。
丹野委員	危険物取扱者取得事業について教えてください。
近藤課長	役場に燃料のタンクがあり、その規模から、危険物取扱者を置く必要があります。
丹野委員	これは希望制ですか。また、一人取ればいいものなのか、それとも担当者が順番に取るものなのですか。
近藤課長	どの職員でも問題ありませんが、管理する部署としては管財になりますので、管財の職員にまず取ってもらう方針でしたが、今年度は取得することができませんでした。
丹野委員	取得できなくても問題はないのですか。
近藤課長	庁舎内に資格取得者が 2 名おりますので問題ありません。
三村委員	きずな定期便が減額となった理由を教えてください。
土佐林主任	令和 7 年度予算を組む段階では、100 名程度の利用を想定しておりました

発言者	発　　言　　要　　旨
	が、実績は 34 名でした。 　初年度ということもあり、まだ認知が広まりきっていない部分があると思いますので、次年度はより積極的に情報発信を行い、利用者増に努めてまいります。
三村委員	村営住宅利活用事業について、減額となった理由を教えてください。利用者はいたのでしょうか。
庄司主査	こちらの事業は北 1 丁目の旧村営住宅の一部を活用していくにあたり、建物の修繕や周辺環境等の整備を行うためのものとなります。予算ほど修繕や整備の必要がなかったため、減額しております。 　なお、今年度は水上スキーの合宿で利用がありました。今後も引き続き必要な修繕等を実施してまいります。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので総務部門の質疑を終結します。 　次に報告第 1 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について当局より説明を求めます。
庄司主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 　討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。 　報告第 1 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」につい

発言者	発　　言　　要　　旨
	て、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、報告第1号は、全会一致により、承認すべきものと決しました。
松雪委員長	休憩します。(16:34) 再開します。(16:34)
松雪委員長	会議を6時まで延長します。
松雪委員長	休憩します。(16:35) 再開します。(16:42)
松雪委員長	議案第9号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。
佐藤（佑）主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
松雪委員長	【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 9 号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発　　言　　要　　旨
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第9号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に、議案第11号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
進藤課長補佐 池田主査 角田主任 安田主事 佐藤（佑）主事 佐藤（香）主事 伊藤技師	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
丹野委員	57ページのインフルエンザ予防接種業務､70万円減額になっていますが、結構県内でもインフルエンザ流行ってたけど、大潟村ではインフルエンザの注射をする人は少なかったと考えていいですか。
佐藤（香）主事	こちらの方は扶助費になりまして、大潟村でインフルエンザの予防接種の人数は去年よりも減っており、当初の見込みよりは少なかったための減額になります。
松橋副委員長	53ページなんですけども、潟っこBabyギフト事業は、出産のときの一時金でしたでしょうか。
池田主査	潟っこBabyギフト事業ですけれど、こちらはおっしゃる通り出産と妊娠に関わる一時金でして、国と県と村それぞれの、出産・子育てに関わる交付金を村がすべて一括して窓口になって支払うものになっております。 妊娠届をした際5万円、そして、出産されたときに17万円交付されるものになっております。
松橋副委員長	29万円ということで、数字が切りのいい数字じゃないなと思ったんです

発言者	発　　言　　要　　旨
	けど、内訳としてはそういう感じということですね。 　その次のチャイルドシート購入費補助金まで含めて実績より増となっていますけど、これはどういうふうに理解すればいいですか。 　予想よりも、申請が多かったってことなんですけど、予想よりも生まれた子供が多かったっていうところまではいかないですか。 　どういう感じですか。
池田主査	今回の増額補正については、当初予算で 15 件をそれぞれ見込んでいたものについて、その当初予算の予想を超える申請が見込まれるために増額補正をするものです。実際今年度の妊娠届は 10 件、出生が今のところ 12 件、3 月までに予定されている方が 3 月中に出生することがあれば、13 件になるのかなという見通しです。 　妊娠件数も出生件数も 15 名に達していないわけですが、潟っこ Baby ギフト、子育て世帯支援事業、チャイルドシートなどに関しましては、前年度に産まれた子供についての申請が 7 年度になってから申請がされるということもありまして、そういった関係で今年度中の申請件数が 15 件を超えてくる見込みということです。
菅原（ア）委員	55 ページの人間ドック、脳ドックの助成事業なんですが、これは毎年じゃなくて 5 年とか期間があるわけですが、80 万の減額になっており、村が当初見込んでいた人数よりも少なかったということでしょうか。
佐藤（香）主事	当初予算では脳ドック 70 名、人間ドック 70 名、計 140 名で予算を取っておりましたが、令和 7 年度 2 月時点で、脳と人間ドック合わせて 75 名になっております。
菅原（ア）委員	前年度申し込み者が増えたことによって 70 名と当初村は見込んだと思うのですが、ここ何年か傾向としてどういう状態でしょうか。
北嶋課長	この人間ドック等については、対象者がいれば最大限のもので予算化しております。ただ、2 年に 1 回受診できるというような縛りをしておるところもあり、毎年減額の補正はさせていただいています。 　見込みよりは少ない申請者であったと思っております。 　PR 等については毎年だいたい 1 月くらいに、来年度の人間ドック申請者に向けてチラシを配布して、受診者の方は募ってはおりますが、なかなか

発言者	発　　言　　要　　旨
	皆さんお仕事ですとか、そういうタイミングの関係で受診される方が少ないのかなと、あるいは特定健診で安心してしまうっていうわけではないんですけども、受診者の方は当初見込みよりは毎年少ない形にはなっていると思っております。
菅原（ア）委員	人間ドックに関しては、農協の保険の関係でそちらを受診された方もいると思うんですが、毎年チラシで村から周知されていることはよくわかってます。 それでは、村が見込む予算化しているものよりも例年少ないということで理解してよろしいですね。
北嶋課長	今のところはお見込みの通りと思っております。 足りなくなればまた補正の方をお願いすることにはなろうかと思いますが、ここ数年は減額の方向でいつも推移しております。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので福祉保健課部分の質疑を終結します。
松雪委員長	それでは次に、議案第 12 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
伊藤技師	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	財源更正をされている理由というのは何でしょうか。
伊藤技師	保険診療収入を財源として当てていたのですが、診療収入が減額となったため、一般財源に移行いたしました。
菅原（ア）委員	減額になったということで、一般財源の方にやったことによって運営さ

発言者	発　　言　　要　　旨
	れやすくなったっていうことでしょうか。その理由がよくわからなくて。 　一般財源に移行されたことはわかりますけれども、そういうふうに財源が少なくなったからそっちの方で運営するということだとは思うんですけども、そもそもどういう理由で少なくなったのでしょうか。
伊藤技師	診療収入につきましては、今年度慢性疾患について、特に高血圧、高脂血症、糖尿病について指導料と管理料というものが変更になりまして、どうしてもその 3 つの疾患については診療収入が少なくなりました。その結果、当初予定をしていた診療収入よりも少なくなり、財源として診療所費に当ててはいたのが叶わなかったので、一般財源の方に移行しております。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 　討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 　賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 　それでは、議案第 12 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 　よって、議案第 12 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 　それでは次に、議案第 13 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
宍戸主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めま

発言者	発　　言　　要　　旨
	す。質疑ございませんか。
川渕委員	脳ドックは何年に1回助成を受けれるのでしょうか。
北嶋課長	村の場合は2年に1回お願いしております。農協さんでも受けられるということで、村と農協さんとという形で毎年受診できるような形になっております。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第13号「令和7年度大潟国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松雪委員長	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第13号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第14号「令和7年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
佐藤(佑)主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発　　言　　要　　旨
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 14 号「令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 14 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 15 号「令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
進藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】 ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 15 号「令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

発言者	発　　言　　要　　旨
	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 15 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 16 号「令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
佐藤(佑)主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
	【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
	【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 16 号「令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 16 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	暫時休憩いたします。(17:48) 再開いたします。 (17:48)
松雪委員長	それでは次に陳情等の審査に移りますので、当局は課長と書記の方を残して退席してください。

発言者	発　　言　　要　　旨
	それでは引き続き、審議に入ります。 陳情第１号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提案の陳情」についてを議題といたします。 はじめに、配付資料の黙読をお願いします。 【資料黙読】
松雪委員長	各委員の意見をお伺いします。発言される方は挙手をお願いします。
丹野委員	この陳情通りであれば、不適切な行為ですし、人間として人の物を取ってまでというのはおかしな話であると思うので、この内容が言っていることは言っている通りだと思います。 しかし、実際にこれが本当なのか確認ができないので、私は不採択かなという気がします。趣旨はわかりますが、自分としては不採択かと思います。
三村委員	私もそう思います。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは採決いたします。 陳情第１号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提案の陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手なし】
松雪委員長	よって、陳情第１号は賛成少数により、不採択すべきものと決しました。 ここで本日の審議を終了し、散会いたします。 再開は、翌日（3 月 12 日）の午前９時とします。 （散会 17:52）

令和８年第１回（３月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【　議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会　】

招集年月日	令和８年３月 11 日（木）		
招集場所	役場２階　「第一会議室」		
開会日時	令和８年３月 12 日（金）9:00～9:38		
出席委員（6名）	委員長　松雪　照美	副委員長　松橋　拓郎	委　員　菅原アキ子
	委　員　川渕　文雄	委　員　三村　敏子	委　員　丹野　敏彦
欠席委員（0名）			
出席職員（15名）	【特別職】　【議会事務局】 副村長　小澤 菜穂子　事務局長　近藤　綾子 【総務企画課】 課　長　石川　歳男　主　任　土佐林　学 【税務会計課】 課　長　近藤　比成 【福祉保健課】 課　長　北嶋　学　主　事　宍戸 朱希子 【教育委員会】 教育長　三浦　智　教育次長　宮田　雅人　主　査　菅原　美子 主　査　佐藤　純子　主　任　薄田　穣　主　任　髙橋　真也 主　事　竹田　美輝　主　事　加茂谷美裕		

付託事件	議案第１号	大潟村出資法人への関与に関する条例案
	議案第３号	大潟村職員定数条例の一部を改正する条例案
	議案第４号	大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第５号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第６号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第９号	大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案
	議案第 10 号	第3期大潟村総合村づくり計画について
	議案第 11 号	令和7年度大潟村一般会計補正予算案

議案第 12 号	令和7年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 13 号	令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 14 号	令和7年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第 15 号	令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第 16 号	令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
報告第 1 号	令和7年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告
陳情第 1 号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

発言者	発　　言　　要　　旨
	（再開 9:00）
松雪委員長	昨日に続き、委員会を再開します。 議案第 11 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案のうち教育委員会部分」について、当局の説明を求めます。
佐藤主査 菅原主査 薄田主任 髙橋主任 竹田主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。
三村委員	97 ページのボート合宿誘致事業で、国の補助が活用出来た事による不用額との説明でしたが、もう少し詳しく説明お願いします。
菅原主査	ボートの輸送費については 2 件分の予算措置しており、実際に 2 件の合宿を受け入れすることができましたが、1 件はパラローイングのナショナルチームであった事から JOC が輸送費を負担する事となり、村での負担は無かったものです。
丹野委員	99 ページのプール・体育館窓清掃業務委託に関連して、村のプールは現在 3 か月程度の開館期間ですが、もっと長期間運営する事は可能ですか。

発言者	発　　言　　要　　旨
菅原主査	Ｂ＆Ｇの利用期間については、運営委員会を開催し、その中で決めています。近年は、夏場の高温が続いてまして、今年度も実際には１週間程度の期間延長をしました。気候等の条件もありますが、今後も可能な範囲で利用者や村民の方のご意見、ご要望に応えるよう期間についても検討していきたいと思います。
丹野委員	Ｂ＆Ｇプールの運用について、事業企画や催し物はＢ＆Ｇ財団の主体で行われているのですか。それとも村が主体で企画立案し、行われているのですか。Ｂ＆Ｇ財団との関係性を教えてください。
菅原主査	Ｂ＆Ｇプールの運用については、Ｂ＆Ｇ財団より実施するよう指示のある必須項目のような事業もありますが、それ以外であれば村で企画し、イベントを催す事も可能です。
三村委員	ＡＥＤはこども園にのみ配備されているのでしょうか。小中学校はどのようになっていますか。
佐藤主査	ＡＥＤについては、子ども園、小学校、中学校の園・校舎に各１台配備されており、その他に体育館にも１台配備されております。
丹野委員	博物館について９月議会で人手不足による増額補正がありましたが、その後は改善されましたか。
髙橋主任	干拓博物館費のうち受付業務委託料について９月議会で増額補正をいたしました。その後、受付業務については、増員したアルバイトの方と会計年度任用職員、正職員で対応しており、現在は問題なく運営しております。
丹野委員	先ほどの質問に関連して、本来は当初予算だとは思いますが、博物館の受付について費用との関係もあると存じますが、ロボットの導入等による省力化は検討していますか。
髙橋主任	ロボットの導入については、費用負担が大きく導入は難しいと考えています。次年度からは、受付業務を一定期間無人化するという方向で考えております。博物館には無料期間がありますので当該期間の入館者数が多くないタ

発言者	発　　言　　要　　旨
	イミングを見て、入口に自動で入館者数をカウントできる装置を導入するなどして、運用を試してみたいと考えております。
松雪委員長	休憩いたします。（09:30） 再会いたします。（09:34）
松雪委員長	休憩前に続き討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 11 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。よって、議案第 11 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 以上で、当委員会に付託のありました案件はすべて終了しました。 これで、総務産業委員会を閉会します。 （閉会 9:38）